

大阪保健医療大学保健医療学部授業科目履修認定方法および  
学習の評価・単位認定・進級・卒業に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪保健医療大学学則（以下学則という）、第28条、第30条の規定に基づき、保健医療学部の授業科目履修方法と卒業に関する取扱いを定めることを目的とする。

(履修届)

第2条 学生は、各学年前期・後期の始めに、その学年に開講される選択科目及び自由科目の中から、履修しようとする授業科目を定めて、学長に届け出なければならない。

2. 前項の届出は、各学年の前期（第1クォーター・第2クォーター）・後期（第3クォーター・第4クォーター）の授業開始1週間後までに事務局に履修届を提出することにより行うものとする。
3. 前項により届け出た科目の内、第1クォーターおよび第3クォーターの科目は履修を取り消すことは出来ないが、第2クォーターおよび第4クォーターの科目については、授業開始1週間後までに事務局に履修取り消し届を提出することによって履修を取り消すことができる。
4. 第一項に定める各学年各期に開講される授業科目は、学則別表1のとおりとする。

(履修登録単位数の上限)

第2条の2 学生が、1年間に履修登録ができる単位数は、年間50単位を超えないものとする。

- 2 選択科目及び自由選択科目における1年間に履修登録できる上限単位数は別に定める。ただし、前年度のGPAが2.6以上の場合は、上限単位数を超えて履修登録することができる。

(臨床実習履修要件)

第3条 臨床実習を履修するにあたっては、シラバスおよび臨床実習に関する要綱に記載している事項に従わなければならない。

(履修の評価)

第4条 授業科目の履修の評価は、当該科目の担当者が行う。

(履修の評価を受ける資格)

第5条 前条に定める授業科目の履修の評価を受けるためには、原則として講義・演習については実授業の三分の二以上、臨床実習については五分の四以上の授業に出席していなければならない。

(出席に関する不正行為)

第5条の2 授業出席に関して不正な行為があったと認められた者については、学則第43条に基づき、懲戒処分とする。

(試験)

第6条 第4条に定める授業科目の履修の評価のための試験は、科目試験とする。

2. 前項に定める試験の成績は100点法によって評価し、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。
3. 第5条に定める出席数を下回った場合は、失格とする。
4. 臨床実習においては、シラバスに記載している評価方法および臨床実習に関する要綱に記載している事項に従わなければならない。

(科目試験)

第7条 科目試験は、当該担当者が期間を定めておこなう。

第8条 (削除)

(追試験)

第9条 下記の事情により各試験を受けられなかった者のうち、当該授業科目の担当者あるいは教学委員会が認めた者については、フォロー期間内または、各試験後の早期に追試験を行うことがある。(追試験受験願の提出を必要とする。)

- ① 交通機関の不通(ストライキ・災害等) ※各電鉄会社の証明書添付のこと
- ② 就職試験
- ③ 慶事・忌引(別表1)
- ④ 伝染病発生並びに罹患による登校停止(別表2)
- ⑤ その他、学長が認めた場合

(再判定および再々判定)

第10条 各科目試験において不合格となった場合は、再判定を受けなければならない。(再判定受験願の提出を必要とする。)

2. 第9条に定める理由により再判定および再々判定を欠席した場合は、追試験を行うことがある。
3. フォロー期間内に再度、理解度を測るために試験を行うことがある。
4. 再判定を行った科目の成績評価は、100点法による60点を最高点とする。
5. 再判定において不合格となった場合、当該年度内に継続してフォロー(継続フォロー)を受講した後に、再々判定を受けなければならない。但し、第9条に定める理由以外で再判定を欠席した場合、または、再判定の得点が50点未満の場合は、再々判定を受ける事ができない。

6. 継続フォロー対象者は、学習支援塾による学習支援を受けると共に、自主的に科目担当者へ連絡の上、質問、指導を受け、知識技術の修得、課題解決に努めなければならない。
7. 前項に定める学習支援塾の受講状況が著しく悪い場合は、再々判定の権利を失う場合がある。
8. 再々判定の結果をもって、最終評価を決定する。

(単位の認定及び進級)

第 11 条 授業科目の単位認定は、授業科目ごとの当該担当者の評価を基に、各年度末に行われる教授会で学長が総合的におこなう。

なお、3年次の単位認定については、前期科目・後期科目毎に、教授会において学長が総合的におこなう。

第 12 条 必修の授業科目の単位認定がなされなかった場合は、再度履修しなくてはならない。

第 13 条 第 1 学年から第 3 学年までは、各年次（原級）に配当された全ての必修科目（臨床実習を除く）の内、3科目以上不合格（F）となった場合、または、1科目でも失格となった場合は、進級することができない。

第 3 学年から第 4 学年に進級するためには、1年次から3年次に配当された全ての必修科目の単位が認定されなければならない。

第 14 条 前条の定めにより進級できなかった者が留め置かれる学年は原級（元の学年）とする。

第 15 条 原級留置された場合は、単位認定がなされなかった科目を再度履修しなくてはならない。

(退学勧告)

第 15 条の 2 2年連続して年間 GPA が 1.5 未満の学生には、学長は退学を勧告する。

2. 退学勧告に関する手続きは別に定める。

(試験に関する不正行為)

第 16 条 試験に関して不正な行為があったと認められた者については、学則第 43 条に基づき、懲戒処分とし、当該科目の試験が無効となり、失格とする。

(既修得単位の認定)

第 17 条 学則第 29 条に基づき入学前に他の大学等で修得した単位の認定を受けようとする者は、認定申請書に成績証明書を添付し、審査を受けなければならない。

2. 認定された単位の成績表示は認定とする。

(規程の改廃)

第 18 条 この規程の改廃は教授会の意見を聴取して学長が行う。

- 附則
- 1 この規程は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
  - 2 この規程は平成 22 年 4 月 1 日より改定施行する。
  - 3 この規程は平成 24 年 4 月 1 日より改定施行する。
  - 4 この規程は平成 26 年 4 月 1 日より改定施行する。
  - 5 この規程は平成 28 年 4 月 1 日より改定施行する。

なお、第 2 条第 4 項、ならびに第 15 条の 2 については、平成 28 年度入学生より適用する。

- 6 この規程は平成 29 年 4 月 1 日より改定施行する。
- 7 この規程は平成 30 年 4 月 1 日より改定施行する。
- 8 この規程は令和 2 年 4 月 1 日より改定施行する。
- 9 この規程は令和 4 年 4 月 1 日より改定施行する。

## 附表

成績評価は次の表の通りとする。

評価	評点
S	100 点～ 90 点
A	89 点～ 80 点
B	79 点～ 70 点
C	69 点～ 60 点
F	59 点～ 0 点
失格	0 点 (欠席多数・不正行為)

成績の相対評価のために GPA 制度を導入する。

評価	ポイント
S	4
A	3
B	2
C	1
F	0
失格	0